西宮市産婦健康診査助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条に基づき、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後1か月等の産後まもない時期の産婦に対する健康診査(以下「産婦健診」という。)を実施し、その費用の助成(以下「産婦健診費用助成」という。)を行うことにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 産婦健診費用助成の対象者は、西宮市に住民登録を行っている産後8週以内の産婦とする。ただし、災害救助法の適用を受けた地域(東京都の適用市町村は除く)の産婦を対象者として、産婦健診費用助成を行うことができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者を対象者とすることができる。

(対象となる産婦健診)

- 第3条 産婦健診とは、日本国内の医療機関(助産所を含む)において行われる産後の健康診査であって、産後8週間未満に行なわれるものとする。産婦健診の実施時期、回数および内容は次のとおりとする。
 - 1 産後1か月頃に1回実施する。なお、医師等が必要と判断する場合は、産後2週間頃にも行うことができる。2回を上限として使用できる。
 - 2 実施内容は、次の各号に定める項目とする。
 - (1) 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)
 - (2) 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)
 - (3) 体重・血圧測定
 - (4) 尿検査(蛋白・糖)
 - (5) こころの健康チェック票 (エジンバラ産後うつ病質問票)

(助成額)

第4条 産婦健診費用助成は、1回につき、5,000円を上限として助成を行う。なお、1回につき1枚の使用とする。

(申請等)

- 第5条 産婦健診費用助成を受けようとする者は、別に定める「西宮市妊婦・産婦健康診査受診助成券、妊婦歯科検診受診券申請書」を市長に提出しなければならない。
 - 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、適正と認める場合は、西宮市産婦健康診査受診助成券(以下「受診助成券」という。)を交付するものとする。

(助成)

第6条 前条第2項により受診助成券の交付を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、 別に西宮市と契約する医療機関(以下「契約医療機関」という。)において産婦健診を受 診したときは、契約医療機関に対し、受診助成券を提出するものとする。

- 2 市長は前項の規定により受診助成券の提出を受け、第3条第2項のすべての項目を 実施した場合に限り、契約医療機関に対し、産婦健診費用助成額を限度として、当該産 婦健診に係る費用を支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払いがあったときは、助成対象者に対し、産婦健診費用助成があったものとみなす。

(再交付)

- 第7条 受診助成券の再交付を受けようとする者は、市長に対し「西宮市妊婦・産婦健康 診査受診助成券、妊婦歯科検診受診券 再交付申請書」を提出しなければならない。
 - 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、必要と認める枚数の受診助成券を再交付するものとする。
 - 3 受診助成券の再交付を受けた者は、受診助成券の再交付を受けた後において、紛失 した受診助成券を発見したときは、その紛失していた受診助成券を市長に返還しなけれ ばならない。

(実施後の対応)

- 第8条 契約医療機関は、産婦健診の結果を受診助成券に記載し、受診結果を翌月に本市 へ報告しなければならない。
 - 2 受診した産婦が次の各号に該当する場合は、すみやかに契約医療機関より各保健福祉センターへ、養育支援ネット等を用いて情報提供を行うと共に、必要な支援を行う。
 - (1) エジンバラ産後うつ病質問票が9点以上のもの
 - (2) エジンバラ産後うつ病質問票の質問10で1点以上のもの
 - (3) その他、医師等の判断により身体面・精神面等による継続支援が必要と判断したもの
 - 3 各保健福祉センターは、産婦健診の結果に基づいて、訪問指導、健康相談等、必要な支援を行う。

(返還)

- 第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者が判明したときは、その 者から助成額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - 2 市長は、契約医療機関又はその担当者が、偽りその他不正の行為により助成金を受け取ったときは返還を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。